

記入上の注意事項

- ・**網掛け**をしている書類につきましては、現在ご覧の「採用合格者向けページ」に様式を添付しています。各自、様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、期日までにご提出ください。
なお、一部の書類は手書きで書くものもあるため、下記の各書類の説明をよくお読みの上、記入してください。
* 消せるペンは不可
- ・職員番号・所属につきましては、10月1日に通知しますので、ご確認の上、ご記入ください。
- ・給与関係の書類は提出が遅れますと手当の支給が受けられない場合があります。また、共済関係の書類は提出が遅れますと共済組合員証(保険証)の発行が遅れます。提出期限には十分ご注意ください。
- ・以下に記載してある書類以外に添付書類の追加提出をお願いする場合があります。
* 記載内容等、ご不明な点がございましたら、各事務担当までご連絡ください。

人事関係 (事務担当) 人財課人財育成係 046-260-5338

- ① **宣誓書** 提出期限 令和7年10月1日(水)
 - ・記載内容をよくお読みのうえ、氏名を**手書き**で記入してください。(消せるペンは不可)
 - ・必ず日付は令和7年10月1日としてください。
- ② **履歴書(記載内容の変更)** 報告・再提出期限 令和7年9月30日(火)
 - ・すでにご提出いただいている履歴書の内容に変更が生じた場合(学歴・職歴等)は、速やかにお申し出ください。

マイページにお送りした URL より回答してください(修正箇所のみ)
- ③ **身元保証書** 提出期限 令和7年10月1日(水)
 - ・あなたが採用後5年以内に、服務に関する諸規定を順守せず公正に職務を遂行しなかった場合や、一身上の事件を起こした場合などに備え、身元保証人となる人を決めてください。
 - ・両親を保証人とする場合はどちらかお一人のみとし、もう一人は別居の親族や知人をお願いしてください。
 - ・保証人欄は保証人自身が署名してください。(手書きのため、消せるペンは不可)
 - ・必ず日付は令和7年10月1日としてください。
- ④ **卒業証明書** 提出期限 令和7年10月1日(水) ※すでに提出された方は不要
 - ・あなたの最終学歴に係る卒業証明書(原本)をご提出ください。
- ⑤ **成績証明書** 提出期限 令和7年10月1日(水) ※すでに提出された方は不要
 - ・あなたが卒業した大学・短期大学に係る成績証明書(原本)をご提出ください。
- ⑥ **資格証明書等の写し** 提出期限 令和7年10月1日(水)
 - ・履歴書に記載した資格証等の写し(運転免許証含む)を提出してください。
- ⑦ **住所届** 提出期限 令和7年10月1日(水)
 - ・自宅から最寄りの駅・バス停までの道のりが分かるようにご記入ください。
 - ・地図をコピーして貼付していただいても構いません。
- ⑧ **債権者修正依頼票** 提出期限 令和7年10月1日(水)
 - ・旅費などを振り込む口座を指定するものです。

マイページにお送りした URL より回答してください

① **給与等振込依頼書** 提出期限 令和7年10月1日(水)

- ・給与の振り込みを希望する本人名義の銀行口座をご記入ください。
- ・ゆうちょ銀行への振り込みを希望する場合は、通帳の2～3頁目(店名・店番・口座番号が記載されている面)の写しを添付してください。

② **通勤届** 提出期限 令和7年10月2日(木)

- ・自宅から勤務場所まで、実際に通勤する主な通勤手段・経路をご記入ください。
- ・勤務場所(所属)は10月1日に通知しますので、記入はそれ以降にお願いします。
- ・所属長(課長)の確認を忘れずにお願いします。
- ・交通用具使用の場合は、概ねの通勤距離をご記入ください。
- ・バスを利用する場合、自宅から最寄駅までの距離が2km以上ある場合に手当の対象となります。乗車するバス停の名称を正確にご記入ください。

*通勤手当について

- ・自宅から勤務場所までの距離が片道2km以上ある場合に支給されます。
- ・交通用具(自転車・自動車等)使用の場合は、一般に利用しうる最短の経路(実際の通勤経路と異なる場合があります)に係る通勤距離に応じて通勤手当を支給します。
なお、通勤距離は人財課で再度計測します。
- ・交通機関使用の場合は、最も経済的かつ合理的と認められる経路・方法により算出した通勤手当を支給します。そのため、実際に使用する通勤経路の運賃よりも少ない通勤手当となる場合がありますので、ご了承ください。

③ **住居届** 該当者のみ提出 提出期限 令和7年10月1日(水)

- ・あなた、または扶養親族が賃借している借家で、あなたが居住し、家賃を支払っている場合

《添付書類》

- ・家屋の賃貸借契約書の写し

④ **家族状況報告書** 提出期限 令和7年10月1日(水)

- ・同居している家族について、左側の家族状況報告関係欄にご記入ください。
- ・扶養親族がいる場合は、さらに右側の扶養手当関係欄についてもご記入ください。

*扶養手当について

《扶養親族になりうる家族》

- ・配偶者
- ・22歳までの子・孫・弟・妹(H15.4.2以降生まれの血族または養子縁組者)
- ・60歳以上の父母・祖父母(直系尊属または養子縁組者)
- ・心身に著しい障害のある者

《扶養手当支給の条件》

- ・あなたが扶養している家族であること
- ・他の家族が当該家族に対する扶養手当等の支給を受けていないこと
- ・扶養親族の収入が年額130万円未満であることが見込まれること(月収108,334円未満)

《添付書類》

- ・扶養親族の収入を証する書類(直近3ヶ月程の給与明細等)
(子を扶養する場合、配偶者の収入を証する書類)
- ・あなたと扶養親族の記載のある住民票の写し(続柄の記載のあるもの) 等

⑤ **令和7年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書** 提出期限 令和7年10月1日（水）

- ・個人ごとに、氏名・生年月日・住所をプレ印字のうえ、お渡しします
- ・平成27年11月頃、国から郵送された「個人番号通知カード」にもとづき、個人番号（マイナンバー）の記載をしていただく書類となっており、「個人番号通知カード」（マイナンバーカードも可）の写の貼付も必要です。
- ・記載例などを参考にしながら間違いのないよう作成してください。
- ・印字されている情報に変更がある場合は赤字で二重線を引いた上で、変更後の情報を記入してください。

マイページにお送りした添付資料をダウンロードください

⑥ **就労状況調査票** 提出期限 令和7年10月1日（水）

- ・令和7年分の年末調整を実施するにあたり、令和7年中の他の給与収入の有無を確定する必要があります。そこで、令和6年12月1日から令和7年9月30日までの就労（収入）の有無等について、1日の空白も無いようにご記入ください。
 - ・現在の職員区分で任用されるまでに、就労していない期間がある場合
…就労状況調査票の（1）に記入
 - ・現在の職員区分で任用されるまでに、大和市の職員以外として就労していた期間がある場合
…就労状況調査票の（2）に記入し、前職分に係る令和7年分の源泉徴収票を添付
※令和6年分の源泉徴収票を提出する必要はありません。
 - ・現在の職員区分で任用されるまでに、大和市の職員として就労していた期間（臨時的任用職員から正規職員になった場合の臨時的任用職員としての期間など）がある場合
…就労状況調査票の（3）に記入
- ・就労状況調査票の提出がない、あるいは前職分の源泉徴収票の添付がない場合は、年末調整を行うことができませんので、ご注意ください。
- ・前職分の源泉徴収票の発行が遅れているなどの理由により、上記の期日までに提出することが難しい場合は、事前にご連絡ください。

⑦ **児童手当認定請求書** 該当者のみ提出 提出期限 令和7年10月1日（水）

- ・地方公務員が児童手当を受給するためには、その所属する市区町村に認定請求を行う必要があります。そこで、該当する児童がいる方は認定請求書をご提出ください。

《添付書類》

- ・・・本人及び配偶者の令和7年度（令和6年分）市民税・県民税証明書・消滅通知※

※消滅通知について

現在、児童手当を受給している方は、必ず居住地の市区町村の児童手当担当課で児童手当の支給消滅に係る手続き（令和7年10月1日付で消滅）を行ってください。その際、消滅通知等が交付されますので、その写しをあわせて提出してください。

共済関係 （事務担当）人財課給与労務係 046-260-5364

※添付書類の提出が遅れる場合、資格確認書または資格情報通知書の配布が遅れることがあります。

① **共済組合員申告書** 提出期限 令和7年10月1日（水）

- ・「公費」の欄については、各種医療証（※）を持っている場合などのみ「有」とし、医療証の写しを人財課までご提出ください。その他の場合は「無」としてください。

（※）心身障害者医療費受給者証、小児医療証、ひとり親家庭等医療証等

- ・個人番号（マイナンバー12桁）は、入庁初日に**手書きで**記入していただきます。
- ・下段右の「日付（記入日）」と「申告者氏名」欄については、**手書きで**記入するようお願いします。（手書きのため、消せるペンは不可）

マイページにお送りした URL より回答してください

② **年金加入期間等報告書** 提出期限 令和7年10月1日（水）

- ・これまでに加入してきた年金の内容などをご記入ください。
「年金加入日（20歳）から大和市採用日前日までを、間隔なく記入してください。」

《添付書類》

- ・年金手帳の写し（基礎年金番号が記載された箇所）または、年金特別便の写し

③ **国民年金第3号被保険者届** 提出期限 令和7年10月1日（水）

- ・扶養する60歳未満の配偶者がいる場合のみご提出ください。
- ・「A配偶者欄（第2号被保険者）」にはあなたの氏名等を、「B第3号被保険者欄」には配偶者の氏名等をご記入ください。

《添付書類》

- ・配偶者の年金手帳の写し（基礎年金番号が記載された箇所）または、年金特別便の写し

④ **家族構成申立書** 提出期限 令和7年10月1日（水）

- ・扶養親族がいる場合のみご提出ください。
- ・あなたと同一世帯にある者全員についてご記入ください。
- ・収入がある場合、源泉徴収票または直近3ヶ月分の給与明細書の写しを添付して下さい。
- ・扶養しなければならない理由を具体的にご記入ください。

（例）〇〇はまだ学生であり収入がないため、××が扶養しています。

妻の所得の方が高いが、〇/〇まで育児休業中のため、私の子を扶養します。

※共済組合における扶養について

【扶養の認定対象】

- ・あなたが扶養している家族であること
- ・扶養親族の収入が月収108,334円未満であることが見込まれること（年額130万円未満）
（公的年金等の場合は、年額180万円未満であることが見込まれること（地方公務員等共済組合法運用方針第2条第1項第2号関係））

《添付書類》

- ・扶養親族の収入を証する書類（直近3ヶ月分の給与明細書写し等）
- ・共働き世帯で子を扶養する場合、配偶者の収入を証する書類（直近3ヶ月分の給与明細書の写し等、配偶者が育児休業中による減収の場合は育児休業証明書写し等を提出）
- ・扶養親族が無職の場合、非課税証明書（毎年6月頃市町村にて発行しますので、申請して下さい）

研修関係 （事務担当）人財課健康管理・研修係 046-260-5339

① **職員互助会口座登録（修正）依頼票** 提出期限 令和7年10月1日（水）

- ・互助会口座として登録します。（人間ドック、予防接種、宿泊料金などの助成）
- ・**手書きで**記入してください。（消せるペンは不可）

マイページにお送りした URL より回答してください